

# 青森県報

第三千五百八十号

平成二十四年  
八月二十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二

救急病院の設置……………(医療業務課) ……三

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……三

右 同……………(同上地域) ……四

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四十九号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の第三項に次の二号を加える。

九 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条の規定により

法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

十 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十一条の規定に

より法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第六百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
あかね歯科クリニック	弘前市大字城西四丁目七の八	平成二十四・七一

青森県告示第六百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
財団法人秀芳園弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	平成四・一・三
堀内眼科医院	十和田市西三番町一四の七	三三・三・三
医療法人ありよし小児科	八戸市大字売市字右水門下八の二	三三・三・三
はらだクリニック	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂三三の二	三三・三・三
まつもと整形外科クリニック	五所川原市中央二丁目三三	〃
サカ工業局弥生	五所川原市字弥生町一八の三	〃
株式会社弘前市薬剤師薬局	弘前市大字富田三丁目一四の一	三三・二・七
ひまわり薬局田町店	五所川原市字田町四の一	二四・二・一
お歯科	八戸市大字尻内町字内田一八の四	二四・一・〇
富田医院	弘前市大字富田三丁目三三	二四・三・三
医療法人芳仁会野呂クリニック	弘前市大字品川町三八の一	〃
康安外科医院	弘前市大字栄町一丁目二の六	〃
八戸クリニック	八戸市柏崎一丁目八の三二	〃
エンゼル調剤薬局浜の町店	弘前市大字浜の町西二丁目一の二	〃
小杉デンタルクリニック	弘前市大字早稲田二丁目一の二	二四・四・三

青森県告示第六百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	平成四・一・四
深浦町国民健康保険岩崎診療所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の一	二四・一・五
はらだクリニック	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂三三の二	二四・一・一
まつもと整形外科クリニック	五所川原市中央二丁目三三	〃
サカ工業局弥生	五所川原市字弥生町一五の八	〃
株式会社弘前市薬剤師薬局	弘前市大字富田三丁目一四の一	三三・二・六
佐藤歯科診療所	弘前市大字賀田字大浦八一の一	三三・一・〇
お歯科	八戸市大字尻内町字直田七三	二四・一・二
やまとクリニック泌尿器科・内科	弘前市大字高田四丁目三の一	二四・四・一
聖マリアハートクリニック	八戸市東白山台三丁目二〇の三	〃
アイセイ薬局白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	〃
アポテック内丸調剤薬局	八戸市内丸三丁目五の三七の一号	〃
康安外科内科医院	弘前市大字栄町一丁目二の六	〃
八戸クリニック	八戸市柏崎一丁目八の三二	〃
エンゼル調剤薬局浜の町店	弘前市大字浜の町西二丁目一の二	〃

あいざわクリニッケ	三沢市大字三沢字堀口一六四の二九八	二〇二・五
わせた薬局	弘前市大字早稲田二丁目二の二三	〃
はなデンタルクリニッケ	黒石市ちとせ一丁目一四七	〃
小杉デンタルクリニッケ	弘前市大字早稲田二丁目一の二	〃
イオン薬局八戸田向店	八戸市大字田向字毘沙門平二七の一	二〇二・六
くるみ歯科	弘前市大字末広一丁目三の一	〃

青森県告示第六百三十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野一五五	平成二十七年八月七日

青森県告示第六百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種別	居宅サービス事業を行う 事業所	所在地	指 定 日 年 月 日
--------------------	--------------------	---------------	--------------------	-----	----------------------------

有限会社 ブライズ	八戸市大字妙字 桶屋平九の六〇	訪問介護	ヘルパー センター かつの森	三戸郡階上町蒼 前一五三	平成 二〇二・六
有限会社 ブライズ	八戸市大字妙字 桶屋平九の六〇	通所介護	デイサ ーセン ター かつ の森	三戸郡階上町蒼 前一五三	〃

青森県告示第六百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービ スの 種類	介護予 防サ ービ ス事 業所 行 う	所在地	指 定 日 年 月 日
有限会社 ブライズ	八戸市大字妙字 桶屋平九の六〇	訪問介護	ヘルパー センター かつの森	三戸郡階上町蒼 前一五三	平成 二〇二・六
有限会社 ブライズ	八戸市大字妙字 桶屋平九の六〇	通所介護	デイサ ーセン ター かつ の森	三戸郡階上町蒼 前一五三	〃

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社森工務店

二 代表者の氏名 森 正浩

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前西三丁目九の一三二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一二二二二五号

五 取消年月日 平成二十四年八月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三村興業社

二 代表者の氏名 小笠原 國男

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町下明堂三〇の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(特 二三)第五〇〇〇六九号

五 取消年月日 平成二十四年八月一日

六 取消しに係る建設業の許可

管、造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭